

經濟論叢

第118卷 第1・2号

デュボン火薬会社における重層的 管理会計の体系化(1).....	高 寺 貞 男	1
合衆国の大規模農場経営の位置と その階級的性格(2).....	中 野 一 新	22
民間宅地開発事業の発展.....	木 村 隆 之	46
鋼材カルテル成立の諸前提.....	長 島 修	69
「公有地供与法」とイリノイ・セントラル 鉄道会社の建設資金調達メカニズム.....	松 永 健 二	88
イギリス農業構造と土地所有の性格, 1851年~1871年.....	島 浩 二	109

昭和51年 7・8 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

イギリス農業構造と土地所有の性格

1851年～1871年

島 浩 二

I はじめに

1825年に制定された穀物法は、前世紀末からの対仏戦争期に生じた、穀物輸入の困難・高穀価・高地代と同一の事態を保護関税によって再び人為的につくりだした¹⁾。この穀物法に反対して1830年代後半から活発に展開された反穀物法キャンペーンは、単に保護関税政策に対する反対にとどまらず、こうした保護関税政策によって高地代と政治的権力とを保障された大土地所有階級自体を攻撃する産業ブルジョアジーの運動にほかならなかった。穀物法をめぐるこのような関係について、同法の廃止を目前にした1845年にエンゲルスは次のように指摘している。「穀物法の廃止は、借地農をその地主から独立させることによって、下院における地主の政治的な力に、したがってまた事実上イギリスの立法部全体にとどめをさすことになるであろう。それは資本をイギリスの最高の権力と宣言することになり、またそれと同時にイギリスの基本政体をその根底から震撼させることになる。立法機関の実体的な構成要素すなわち土地貴族層からいっさいの富といっさいの権力とを奪い去り、そうすることによって他の多くの政治的措置とはまた違っただけで大きな影響をイギリスの将来におよぼすであろう。しかし、こういう側面からしても穀物法の廃止は人民には何

1) 「フランス革命のあいだの25年にわたる対仏戦争は、輸入を困難にしたので、イギリスは多かれ少なかれ自国の土地だけですまずことをよぎなくされた。この戦争が輸入にたいしてもたらした障碍は、保護関税と同様の効果をもっていた。穀物価格も騰貴したし、地代も同様に多くの場合以前の額の2倍に、そして若干の場合には5倍にも騰貴した。」F. Engels, *Die Geschichte des Englischen Korngesetz*, *Marx-Engels Werke*, Bd. 2, S. 585, 大内力編訳「マルクス・エンゲルス農業論集」岩波文庫版9 10ページ。

の利益ももたらさないことを、われわれはまたもや発見するのである。』²⁾

しかしながら、1846年の穀物法の廃止は予期された結果を生まなかった。イギリスの農業は、穀物法廃止によって与えられた「異常な衝撃」をきっかけとして「非常に大規模な排水、畜舎内飼育や人工飼料植物栽培の新方法、機械的な施肥装置の採用、粘土地の新処理法、鉦物性肥料使用の増加、蒸気機関や各種の新作業機などの使用、いっそう集約的な耕作一般」³⁾、すなわち高度集約農法 **High-farming** で特徴づけられる繁栄期——しばしば「イギリス農業の黄金時代」と呼びならわされる——を実現させた。しかも大土地所有階級は、いわゆる地主的改良の大規模な実施などによってこのような高度集約農法への転換による農業生産力の向上に基礎を提供し、もっとも積極的にこの転換にとりこんだ。それを通じて彼らは単に「いままでよりもいっそう豊かになった」⁴⁾ ばかりでなく、以前と同じ、あるいはそれに倍する支配的力を少なくとも70年代後半までのあいだ確保しつづけたのである。まさしく「この時代は、イギリスの農業において地主の優越の最後で最大の時代であった。ほとんどの場合地主がイニシアティブを握った。国家の干渉はこれを援助しようとするものであって、これにとってかわろうとするものではなかった」⁵⁾ のである。

農業生産(経営)に対する土地所有のこのようなイニシアティブ、およびそれと深いかかわりをもつ、農村住民に対する土地所有者の支配、さらには上院を中心としてイギリスの政治過程全般に及ぼされた土地所有貴族の絶大な影響力⁶⁾ など、これらの問題は、農業資本に対する土地所有の能動的反作用、あるいは資本主義的農業における土地所有の位置、を考える場合にきわめて興味深

2) *Ibid.*, SS. 589-590, 前掲訳書18ページ。ただし訳文は一部変えた。

3) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, *Marx-Engels Werke*, Bd. 23, S. 705, マルクス=エンゲルス全集, 大月書店版, 第23巻第2分冊, 883ページ。(以下, *Das Kapital*, Bd. I, S. 705, 第23巻b, 883ページとする。)

4) *Ibid.*, Bd. III, S. 735, 第25巻b, 933ページ。

5) D. Spring, *The English Landed Estate in the Nineteenth Century: Its Administration*, 1963, p. 2.

6) 「どこでも土地所有者は、大きな影響力を、しかもイギリスでは圧倒的に大きな影響力を、立法に及ぼす……」*Das Kapital*, Bd. III, S. 639, 第25巻b, 808-9ページ。

い素材を提供している。しかしながら、従来のわが国のイギリス経済史研究ではこれらの問題はほとんど検討されていないばかりでなく、正当な理論的関心を払われることすらなく看過されてきたといえる⁷⁾。これには、いわゆる近代的土地所有に対する通説的な理解の仕方——資本主義的生産の支配的存在を前提して、もっぱら受動的に資本に従属することにより単に「平均利潤を越える超過分としての地代」を実現するにすぎない土地所有——があづかっているであろう。

しかし一般的に言っても、いわゆる近代的土地所有は、一方では土地経営の独占を資本に許容せざるをえないが、他方では与えられた条件のもとで可能な最大限に土地収益を確保しうる仕方でのみこれを許容するのであって、後者は土地所有の独自性をなしている。もとより、このような独自性がどのような仕方でもたどの程度まで土地所有によって発揮されるかは、それが立脚する諸資本（農業生産＝経営）のあり方に、あるいは土地所有—資本間の競争の総体に規定されているのではあるが⁸⁾。

19世紀中葉のイギリスにおいて、農業経営のあり方に対して土地所有がイニシアティブを発揮したというさき述べてきた事実は、まさにこのような土地所有の独自性——資本に対する反作用のあらわれとして理解する必要があるであろう。本稿はこのような視角から、土地所有のイニシアティブが発揮された具体的過程の分析⁹⁾に先だち、穀物法廃止から19世紀70年代の大不況期までに時期を限定し、この期間における農業経営の概況と、資本—土地所有関係を法的に表現するものとしての土地保有態様 *tenure* のあり方に焦点をあて、それらの実証的分析を課題としている。

7) 尾崎芳治、イギリス革命における農業・土地問題——地主的改革と「三分割制」(一)、「経済論叢」第86巻第2号参照。

8) 以上の点については、尾崎氏の次の労作の参照から多くの示唆を得た。イギリス革命の土地闘争、堀江英一編「イギリス革命の研究」第4章。イギリス革命の土地変革、終章（京都大学博士論文）。ブルジョア的土地変革の理論（未刊稿）。

9) 次稿「地主的土地改良の研究」（仮題）においてそのような分析を行う予定である。

II 大土地所有者の支配

農業構造の実証的分析にはいる前に、19世紀中葉における大土地所有者の支配といわれる事態についてやや結論を先どりするかたちで簡単に素描しておきたい。

まず土地所有の経済的実現としての地代(借地料)の動向をみると、18世紀の末から明らかな上昇傾向にあることがわかる。たとえばケアード J. Caird は、1770年のヤング A. Young の調査結果とくらべた1850年の地代は全国平均でほぼ2倍(エーカー当り13s. 4d. → 26s. 10d.)と推定している¹⁰⁾。また、1815年の

1表

	地代の高い5県 の平均地代 (エーカー当り)	地代の低い5県 の平均地代 (エーカー当り)
1815年	33s. 6d.	6s. 4d.
1860	36 6	8 0
1878	43 0	10 0

出所) D. Grigg, *The Agricultural Revolution in South Lincolnshire*, 1966, p. 197.

時点で地代が最高であった5県と最低であった5県とに関するその後の地代の上昇傾向は1表の通りである。さらに個別的な事例としては、典型的な巨大土地所有者ベドフォード公 The Duke of Bedford の約56,000エ

2表

	Beds & Bucks Estates	Thorney Estate
1816年から 1835年まで	600,584 [£]	408,799 [£]
1836 // 1855 //	664,579	519,824
1856 // 1875 //	872,722	703,717
1876 // 1895 //	687,658	553,762

出所) The Duke of Bedford, *A Great Agricultural Estate; Being the Story of the Origin and Administration of Woburn and Thorney*, 1897, pp. 218-239. より作成。

ーカーにのぼる所有地からの総地代収入を1816年から1895年まで20年毎に示す2表を参照されたい。これらの事実は、「土地に投げられる資本が多ければ多いほど、一国の農耕と文明一般との発展が高ければ高いほど、それだけ1エー

10) J. Caird, *English Agriculture in 1850-51*, 1852, p. 474.

カー当たりの地代も地代の総額もますます大きくなり、社会が超過利潤のかたちで大土地所有者に支払う貢ぎものはますます大きくなるのである」¹¹⁾ というエンゲルスの指摘をうらづけるものである。

さらに1, 2表をみると、おおむね19世紀の中葉以降（1表では1860年～78年, 2表では1856年～75年）に借地料収入の増加が著しいことが見てとれる。一般的にいて、この時期には土地改良などによる農業生産力の高度化が単なる耕作の継続のためにさえも不可避であった¹²⁾ し、またそのために、改良事業に対し土地所有者が最も旺盛に資金を投下した時期である。したがってこのような地代収入の増加は、土地所有者の改良投資を背景にした地代つりあげの結果であることを窺わせる。

さらに重要なことは、農業生産力の高度化において土地所有者が発揮したイニシアティブこそがそれにもあった経営改善の努力を借地農に要求する力を土地所有者に与えたこと、またそうした経営改善を行いうるか否かを基準として、現在居る借地農の追放を含めた、借地農の選択的導入が土地所有者によってなされるようになったことである。たとえば職業的差配人 agent の一人バード H. Burd は1873年に上院の一委員会で次のような証言を行っている。すなわち「たとえば排水・建物などの永久的改良はすべて明らかに土地所有者の責任範囲であり、人工肥料を施すなどの改良はすべて借地農の責任範囲である」が、「もし借地農がその責任をはたせないのならば、そういうものは追放して、それができる借地農をつれてくるまでだ。これは借地農の口出しできぬ事柄だ (he has no business there)」¹³⁾ (傍点引用者) と。またスプリング D. Springは、このような借地農の追放は「排水技術の発明と適用」とが広範に行われた「19

11) *Das Kapital*, Bd. III, S. 734, 第25巻b, 932ページ。

12) 土地改良についての上院特別委員会(1873年)における事務弁護士 solicitor ホワイト A. White の次の証言を参照せよ。「もしも改良を行わなければ、あなたがた(土地所有者を指す—引用者)の土地は耕作できなくなり、借地農を得られないであろう。」Select Committee of the House of Lords on the Improvement of Land, 1873, *Minutes of Evidence*, Q. (質疑応答番号) 4036, pp. 335-6.

13) *Ibid.*, QQ. 2041-2, p. 182.

世紀のなかごろには以前よりむづかしいことではなくなった¹⁴⁾と述べて、地主的改良の実施が土地所有者の権能の強化に結果した関係を指摘している。こうした土地所有者の支配的影響力の強化は、1832年の第一次選挙法改正によって新たに選挙権を得た(年間50ポンド以上の借地料を支払う)借地農の投票を事実上意のままにすることにより、土地所有者が政治的支配権を握りつづけることができた¹⁵⁾ことと照応関係をもっているように思われる。

このような大土地所有者の支配的影響力は借地農のみならず農業労働者にも及ぼされた。その際の実効的な武器は、小地片 (allotment や small holding) の付属した住居用小屋 cottage を農業労働者に直接貸し付けることであった。すなわち、小屋は農場 farm に付属した施設であるにもかかわらず、一括して借地農に貸し付けられるのではなく農業労働者とその家族に直接土地所有者から貸し付けられたのである。

このようなことがなされたのは、土地所有者の側から言えば、設備のよい「快適な小屋」に住む良い労働者こそが「良く働く借地農」を誘致するための有利な条件であった¹⁶⁾ことによる。しかし労働者の側から言えば、住居から農場までの距離などの点でノーマルな事情のもとで仕事を得ようとすれば、まず土地所有者に請うて小屋を貸し付けてもらう必要があったことを意味した¹⁷⁾。このような関係は、土地所有者に対する事実上の従属の状態に農業労働者を不可避的におとし入れずにはおかないであろう¹⁸⁾。3表には、ベドフォード公の所

14) D. Spring, *op. cit.*, pp. 108-110.

15) 1872年に秘密投票法ができるまで、投票のやり方はいわゆる公開投票(口頭で候補者の名前を言う)であったため、土地所有者が自己の意志を借地農に押しつけることはきわめて容易であった。神川信彦「グラッドストーン」182, 239ページを参照のこと。

16) Cf. The Duke of Bedford, *op. cit.*, pp. 81-2.

17) さもなければ、農業労働者は自分の住居から3マイルもはなれた農場へ毎日かよわなければならぬようなことすらあったようである。cf. *Das Kapital*, Bd. I, SS. 710-715, 第23巻b, 890-894ページ。

18) 1870年代以降の大不況期に、借地農の耕作放棄・地代の大幅低下という事態に対処するために大土地所有者自身がいくらかの農場を直接経営する事例を認めることができるが、ここに述べた農業労働者の直接的掌握がなければ、そのようなことはとうてい可能ではなかったであろう。cf. The Duke of Bedford, *op. cit.*, pp. 180-213. もちろんそのためには職業的差配人 agent 集団の近代的整備なども必要であったにちがいない。職業的差配人とそれが所領管理にはたした役割については cf. D. Spring, *op. cit.*, pp. 97-134.

有する小屋の数とそこに住む農業労働者などの数が示されている (1894年現在)。大土地所有者による小屋の所有が相当大きな影響力をもっていたことがわかるであろう。

3表

	小屋個数	住人数
Beds & Bucks	768	2,595人
Thorney & Wansford	423	1,653
Devon	552	2,235
Dorset	60	240
計	1,803	6,723

出所) The Duke of Bedford, *op. cit.*, p. 82.

これまで述べてきた土地所

有者の支配は、しかし他方である種の「恩恵」の付与を併っていたことにも注意を向ける必要がある。たとえば、農業労働者むけの住居用小屋 *cottage* の建設・修理、また排水・灌漑などの土地改良までもが、一種の慈善行為であり土地所有に付随する義務であって金銭的にはひきあわないものであるとの主張は、当時の文献のなかで枚挙にいとまがないほどである¹⁹⁾。

またそれらとは別に、地主の所領内の学校・教会への寄付、救貧税、農業労働者やその寡婦への年金などのために一定額を支出することは、特に大土地所有者にあっては慣習的に行われていたようである。一例としてベドファド公のベドファドシャおよび

4表

バキンガムシャの所領におけるそのような支出の推移を4表にかかげる。これによれば毎年3,000ポンドから多い時で10,000ポンド以上の支出が行われており、当該所領の純収益が年間5,000~10,000ポンドであるの

	学校・教会	年金	救貧税	合計
1856	£	£	£	£
?	20,947	6,772	6,535	34,254
1865				
1866	87,189	14,421	11,418	113,028
?				
1875				
1876	48,305	11,867	16,328	76,500
?				
1885				
1886	36,345	17,504	12,292	66,141
?				
1895				

出所) *Ibid.*, pp. 101-2. から作成。

19) 一例として次の文献を参照せよ。S. C. H. L. on the Improvement of Land, *Report*, pp. iv-v.

に比してその額は決して少ないものではない。ベドフォード公自身の言葉によれば、このような金額が「われわれとわが借地農および地域住民との間の親密な感情 kindly feeling」²⁰⁾を維持するために支出されたのであった。

このような「恩恵」の付与は、土地所有者のむき出しの支配をイデオロギー的に粉飾するヴェールの役割をはたしてきたのであって、19世紀の議会議事録などにたびたび見出される「地主的民主主義 landed democracy」という概念こそはそうしたものにほかならない。すなわち「商業的利己心に優る心がまえで土地の管理に着手し」「金銭も個人的満足も要求せず、ただ独得の名誉感——公共的精神と血統の誇りとのかみあわされたもの……——をささえに行動する」「教育・余暇・上品さ・行動力・独立心を備えた典型的なイギリスのコントリー・ジェントルマン」²¹⁾による、家父長的で慈み深い住民保護の体系である。

しかしながら、先に述べたようにそのような外観の下には実は根強い支配—従属の関係が横たわっているのであって、プロドリック G. C. Brodrick はそれを非常に適切にも「(地主による) 一円支配 territorial autocracy」と特徴づけた。すなわち「いかに慈悲深く行使されたところで、たった一人の、しかもしばしばその教区に住んでいない non-resident 地主に、借地農や労働者が不自然に依存する状態を恒常的につくりだす」ことにより「カーストにも似た caste-like イギリスの階級構造を固定化する stereotype」ような支配である²²⁾。

支配と「恩恵」の付与とがくみあわされた、大土地所有者によるある種の名望家支配——これこそ、われわれがそこから分析をはじめべき、19世紀中葉におけるイギリス農村の具体的な姿である。

III 農業構造の分析

① 貴族的大土地所有

20) The Duke of Bedford. *op. cit.*, p. 50.

21) G. C. Brodrick, *English Land and English Landlords*, 1881, pp. 109-111.

22) *Ibid.*, pp. 127-8.

19世紀全般を通してイギリスの土地所有構造を示す唯一の資料は『土地所有者統計 Returns of Owners of Land (1874年—1876年)』であるが、5表は、そこに揚げられた総括的な表をプロドリックの著書からの引用で示したものである。これによれば、1,000エーカー以上の土地を所有する土地所有者5,408人は土地所有者全体の僅か0.6%にすぎないにもかかわらず、実に全所有面積の56.7

5表 土地所有の状況 (イングランド・ウェールズ)

所 有 規 模	人 数	所 有 面 積	推定租地 代 取 入
100,000エーカー以上	1人	181,616 ^{エーカー}	161,874 [£]
50,000 // // 100,000エーカー未満	3	194,936	188,747
20,000 // // 50,000 // //	66	1,917,076	2,331,303
10,000 // // 20,000 // //	223	3,098,674	4,337,023
5,000 // // 10,000 // //	581	3,974,724	5,522,610
2,000 // // 5,000 // //	1,815	5,529,190	9,579,212
1,000 // // 2,000 // //	2,719	3,799,307	7,914,372
500 // // 1,000 // //	4,799	3,317,678	6,427,552
100 // // 500 // //	32,317	6,827,346	13,680,760
50 // // 100 // //	25,839	1,791,605	4,302,003
10 // // 50 // //	72,640	1,750,079	6,509,290
1 // // 10 // //	121,983	478,679	6,438,325
	1	151,171	29,127,679
合 計	703,289 (72.8)	33,012,081 (100.0)	

出所) G. C. Brodrick, *op. cit.*, pp. 157-8. から作成。

%を集中している。これに対して、全所有者の圧倒的大部分(95.6%)にもものぼる100エーカー以下の小土地所有者は、全所有面積の僅かに12.6%を占めるにすぎない。そして、このような隔絶した対照的両翼の中間に位置する100~1,000エーカーの土地所有者群は、所有者数で全体の3.8%、所有面積で全体の30.7%を占めるにすぎず、その層の極端な薄さが特に目につく。

ところで上の『統計』は、その成立の事情からある程度推察できる²³⁾ように

23) 『統計』は、1860年から70年代にかけてイギリス全土で広範に展開された土地独占反対の運動を鎮静させるためにイギリス上院によって企画された。しかしながら、それが明らかにしたの

ともすれば土地独占を過少に表現する傾向がある²⁴⁾ことに注意を払わなければならない。たとえば、『統計』は総じて所有と保有との区別を厳密につけていない。したがって、5表では所有として表示されているものの特に零細な土地所有のうちには、単なる保有であって事実上大土地所有の一部でしかないようなものが少なからず存在することが予想できる。ブロードリックは、5表に示された1エーカー未満層および1～10エーカー層の推定租地代収入が他の層とくらべて極端に高いこと（エーカー当り租地代収入は前者で£192 14s., 後者で£139 s., 他はおおむね£1～3程度）に注目して、それらが家屋に付随した小菜園的なもので、独立の土地所有とはみなしがたいと述べている²⁵⁾。

属人主義ではなく属地主義の原則をとっていることは『統計』のもう一つの欠陥をなしている。つまり、一人の土地所有者の土地が数県にまたがって（あるいは分散して）いる場合には、土地片の数だけ所有者がいるかの如き取り扱いを受ける。このような事例は当然大土地所有にもっぱらおこりうることであって、その際には、土地所有の集中の程度は過少に表現されざるをえない。

以上から、5表にあらわされた土地独占の様相はこれでもかなり過少に見積もられたものであることがわかる。

このような土地所有の構造のなかで、伝統的貴族層（およびその息子・寡婦など）による土地所有はいかなる位置にあるのだろうか。この点を示すのが6表である。これによれば、全体で400人にすぎない Peers は平均して14,322エーカーを所有しており、平民の最大規模の土地所有者たる Great Landowners の平均所有面積 6,598 エーカーの2倍強に達している。つまり5表にみられる大土地所有者のうち、少なくとも10,000エーカー以上を所有する部分はほとんど全部が貴族あるいはその息子・寡婦などによって占められているといつてまち

は、急進的な土地改革論者が考えていたよりもっと深刻な土地独占の実態であった。cf. J. Saville, Bibliographical Note, in J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain and Ireland*, 1883.

24) Cf. G. C. Brodrick, *op. cit.*, pp. 158-164, J. Bateman, *op. cit.*, pp. v-xiii.

25) G. C. Brodrick, *op. cit.*, p. 160.

6表 階層別土地所有状況 (イングランド・ウェールズ)

階	層	a 人	数	b 所有面積	b/a
			%	エーカー	%
Peers ①		400		5,728,979	14,322.4
Great Landowners ②		1,288	(0.4)	8,497,699	6,597.6
Squires ③		2,529		4,319,271	1,707.9
Great Yeomen ④		9,585	(3.5)	4,782,627	499.0
Lesser Yeomen ⑤		24,412		4,144,272	169.8
Small Proprietors ⑥		217,049	(22.3)	3,931,806	18.1
Cottagers ⑦		703,289	(72.3)	151,148	0.2
Public Bodies & Waste		14,459	(1.5)	2,968,172	205.3
合	計	973,011	(100.0)	34,523,974	35.5

注) ① 貴族の長男・夫人(未亡人)を含む。

② 貴族以外の平民で、所有面積3,000エーカー以上かつ年地代収入3,000ポンド以上のもの。

③ 同じく所有面積1,000~3,000エーカーのもの、及び3,000エーカー以上であるが年地代収入が3,000ポンドに達しないもの(平均1,700エーカー)。

④ 同じく所有面積300~1,000エーカーのもの(平均500エーカー)。

⑤ 同じく所有面積100~300エーカーのもの(平均170エーカー)。

⑥ 同じく所有面積1~100エーカーのもの。

⑦ 同じく所有面積1エーカー以下のもの。

出所) J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain and Ireland*, pp. 501, 515.

がない。土地所有貴族こそは大土地所有者のうちでさらに突出した所有者層なのである。

以上から当該時期の土地独占の様相がある程度明らかになったと思われる。すなわち、ごく少数の伝統的貴族層による土地所有を筆頭にした抜きん出た大土地所有と、そのまわりをいわば星雲状にとりかこむ、あまりにも隔絶した大量の極小零細土地所有(あるいは土地保有)、これらが当該時期の土地所有構造の一般的特徴である。

② 農業経営の概況

それではこのような土地所有はいかなる構造をもつ農業経営に立脚していたのであろうか。

7表はこの点をあきらかにするために、1871年センサスの付録 Appendix に掲げられたものを若干整理して作成されたものである。経営面積と雇用労働

7表 イングランド17県の農業経営の状態 (1871年)

	a 経営数①	雇用労働者数②によるうち わけ (%)						b 経営面積	c 雇用労働者数③	b/a	c/a④	
		計	0③	1~3人	4~9人	10~34人	35人~					
エーカー 10未満	6,001 (10.0)	100	94.9	4.9	0.2	/	/	エーカー 35,088 (0.4)	人 423 (0.2)	エーカー 5.8	人 0.1	
エーカー 10以上	20 //	6,074 (10.1)	100	86.5	12.9	0.5	/	/	91,110 (1.0)	1,191 (0.6)	15.0	0.2
20 //	50 //	10,604 (17.7)	100	63.7	34.3	1.8	0.2	/	359,690 (4.0)	6,341 (3.2)	33.9	0.6
50 //	100 //	10,483 (17.5)	100	37.3	54.7	7.6	0.4	/	758,013 (8.3)	14,857 (7.5)	72.3	1.4
100 //	200 //	12,047 (20.1)	100	20.9	42.1	35.1	1.9	/	1,741,175 (19.2)	36,495 (18.5)	178.4	3.9
200 //	500 //	11,467 (19.2)	100	10.5	14.3	49.9	25.0	0.3	3,504,175 (38.6)	82,989 (42.2)	379.9	9.2
500 //	1,000 //	2,612 (4.4)	100	8.2	3.5	15.7	69.6	3.0	1,737,400 (19.4)	39,709 (20.2)	665.2	15.2
1,000 //	-	582 (1.0)	100	12.2	3.6	8.9	53.4	21.8	860,550 (9.5)	14,788 (7.5)	1,650.4	25.4
合 計	59,870(100.0)							9,087,201(100.0)	196,793(100.0)	151.8	3.3	

注) ①経営面積と雇用労働者数との両方の質問に答えないもの (10,521) を除く。

②婦人・児童労働者 (74,686人) を除く。

③雇用労働者数を答えないものを含む。

出所) *Census of England & Wales, For the Year 1871; Appendix A, p. 123* より作成。

者数との相関において農民 farmers および農場 farms 数を示しているこの表は、その対象がイングランドの南部・東部・ミッドランド・北部などの17県²⁶⁾に限られていること、経営の規模・性格を示す指標として経営面積と雇用労働者数しか与えられていないこと、また雇用労働者から婦人・児童労働者は除かれていること、などの点で資料的に充分なものではない²⁷⁾。しかし農業経営のおおまかな構造はこれによって示すことができる。

この表を一見して気が付くことは、71年センサスに指摘されているように「小農場 small farms の数が一般に考えられているよりもはるかに多い」²⁸⁾ことである²⁹⁾。すなわち、経営面積が100エーカーに満たない経営が全経営の半分以上(55.3%)に達しているし、これに100~200エーカーの経営を加えると、小農場の割合は全体の $\frac{3}{4}$ を越える(75.4%)のである。ここで100~200エーカー規模の経営を小農場に含めるのはやや奇異の感を与えるかもしれない。しかし7表から明らかなように、200エーカー層以下では雇用労働者が3人以下の経営が圧倒的大部分を占めているのに対し、逆に200エーカー層以上では4人以上の経営が7割を越えており、100~200エーカー層を境にして経営の性格が質的に異なっていることが窺い知れる。この点で、ある同時代人が100~200エー

26) サリ, ケント, サンクス, ハンプンシャ, バーク, エンクス, サファク, ノーフアク, レスター, ラトランド, リンカン, ノティンガム, ダービ, ダラム, ノーサムバランド, カムバランド, ウェストマランドの17県。

27) イギリスで農業統計が整備されるのは1860年代以降であって、それら(Agricultural Returns, Agricultural Statisticsなど)も農業経営の性格を解明するためにはほとんど利用できない。その点ドイツ(ドイツ国統計), ロシア(ゼムストヴォ統計)などと著しい対比をみせている。これに関連して、マルクスの次の指摘を参照されたい。「……とにかく、第2の方法(同一土地への追加的な資本投下——引用者)では、超過利潤の地代への転化にとっては、すなわち資本家的借地農業者から土地所有者への超過利潤の移転を含むこの形態変化にとって、いろいろな困難がおこる。そのために、政府の農業統計に対するイギリスの借地農業者たちの頑強な反抗も起きるのである。」(傍点引用者) *Das Kapital*, Bd. III, S. 687, 第25巻b, 869ページ。

28) *Census of England and Wales; for the Year 1871*, Report, p. xiviii.

29) 小規模な経営の比率はイングランド全体ではさらに高いことさえも予想できる。なぜなら、ここで対象になっている17県から除外されている西部諸県は、農場規模が小さいことで知られているからである。「ミッドランドまたは西部イングランドと比較すると、東部イングランドでは農場ははるかに大規模である(ただしフェン地方およびロンドン近郊は例外である)……。」D. Grigg, *Agricultural Revolution in South Lincolnshire*, 1966, p. 193.

カーの経営を小農場 *small farm* と呼び、そこでは商品生産よりも自給のための生産の割合が高く充用される資本もごく小額にすぎない、と述べていることはきわめて注目に価する。この証言は、むしろそのうちにいくぶんの誇張が含まれているかもしれないが、むしろ事態適合的なのではないかとの予測を得さしめる³⁰⁾。したがって大まかな性格づけとして200 エーカー未満の経営群を小農場とみなしてほぼ誤りないであろう。

しかしながら、そうはいつでも200 エーカー未満の経営群の経済的性格がまったく同様であるというのではもちろんない。次にこの点を少しく細かく検討したい。

まず経営面積が10エーカー未満の部分では、その大部分(94.9%)が農業労働者をまったく雇用していない³¹⁾ことが目につく。またこの部分の一経営当り平均経営面積は僅か5.8 エーカーで、これは農業労働者が家計補助のために土地所有者から貸し与えられる小地片 (*allotment* ないしは *small holding*) の規模とあまりかわらないし、そればかりでなく実際問題として、この程度の面積ではよほど労働集約的に耕作が行なわれなければ自立的経営として存在しうる可能性は当該時期においてほとんどなかったと思われる³²⁾。したがって10エーカー

30) 1873年の上院特別委員会(前出)でのケステイヴン Lord Kesteven の質問とそれに対するケアリ H. W. Keary の回答とを参照のこと。

「〈問〉 100エーカーから200エーカーの小農場にあっては、土地からの生産物のほとんど全部が家族達 *their family and their team* によって消費され、それを越える利益はほとんどの場合存在しない、と考えるか? 〈答〉 ほとんどの場合その通りである。これらの小農民達 *small farmers* は生活が大変苦しく、ぜいたくができないことはもちろん大きな資本を充用することもない。」 S. C. H. L. on the Improvement of Land, 1873, *Minutes of Evidence* Q. 3006, p. 254. ケアリは職業的差配人 *agent* で、数10年間複数の土地所有者のもとで働いており (cf. *ibid.*, p. 150) 借地農の状態についての実際的知識は非常に豊富であって、その証言もかなり信憑性が高いと思われる。

31) もっとも7表に注記したごとく、雇用労働者ゼロの項には雇用労働者について回答しないもの(その数は明らかでない)を含んでいる。実際には農業労働者をいくらかは雇用するがそれにつき回答しない経営が、どの層にどれぐらいあるかはここでは明らかでない。また7表ではかなりの数の婦人・児童労働者が除外されている。その点についても、それがいわゆる作業隊 *gang system* の主たる構成者であること、また「小さな借地農業者は作業隊の労働を使用しない」ことを一般的に指摘するにとどめざるをえない。cf. *Children's employment commission, Sixth report*, 1867, p. 17.

32) 椎名重明「イギリス産業革命期の農業構造」1962年、364-6ページを参照のこと。

未満の部分は、自らの労働力販売のかたわらに耕作を行うにすぎない、賃労働者の経営にほかならない³³⁾。

経営面積が10~200エーカーの部分では、労働者をまったく雇用しない経営もかなり多い(たとえば10~20エーカー層ではその比率は86.5%にのぼり、10エーカー未満層とあまり大差ない)とはいえ、僅かではあっても労働者を雇用する経営の割合が増加してくる。いま試みに、10~200エーカーという幅広い経営群から、労働者をまったく雇用しない部分といくらかでも雇用する部分とをとりだし、それらの実際の経営規模をみってみると、前者のうち79.4%は10~75エーカー層に集中しているのに対して、後者ではそのうちの59.5%が75~200エーカー層に、また77.6%が50~200エーカー層に集中していることがわかる。ちなみに一経営当りの平均経営面積は、前者が50.5エーカー、後者が97.2エーカーである。両者は経営面積においてもほぼ倍の較差があるといえるであろう。したがって10~200エーカーの経営層のなかには、経営の規模と性格とをかなり異にした2つの経営群が存在していることになる。その一つは、賃金労働者の雇用に依存せず家族労働力にもとづいて平均して50エーカーそこそこの土地を耕作するにすぎず、それゆえ恐らくは自給的生産の傾向が強い小農民的経営である。いま一つは、平均して3人弱の賃労働者を雇用するかぎりて資本主義的性格をもってはいるが、しかし経営の規模はかなり小さな経営群である。この部分こそ、イギリスの借地農のうちにマルクスがその存在を見出した「一群の小さな資本家」と呼ぶにふさわしい経済的性格を備えているように思われる³⁴⁾。

33) この点で、'51年センサスの次の指摘を参照せよ。「たしかにわが国では労働者を一人も雇用せず、きわめて狭い土地しか保有していないものが、所によっていつでも『ファーマー』と呼ばれ、またセンサスにもそのように報告されている。」*The Census of Great Britain in 1851*, p. 60.

34) 「われわれが問題にするのは、資本主義的生産が発展している国の農業地代である。たとえばイギリスの借地農業者のうちには一群の小さな資本家がいるが、彼らは教育や教養や伝統や競争やその他の事情によって借地農業者として自分の資本を農業に投ずるように運命づけられており、そうするよりほかないのである。彼らは、平均利潤よりも少ない利潤に甘んずること、しかもその一部分を地代の形で土地所有者に引き渡すことを、余儀なくされている。これが、彼らの資本を土地に投じ農業に投ずることが許されるためのただ一つの条件なのである。」*Das Kapital*, Bd. III, S. 639, 第25巻b, 808ページ。

以上が200エーカー未満層の経済的性格づけであるが、それでは200エーカー以上層はどうだろうか。先にも触れたように、この部分では雇用労働者数が格段に増加しており、特に500エーカー以上では10人以上の労働者を雇用する経営群が70%を越えている。また200エーカー以上層の一経営当り平均経営面積は400エーカー強である。したがって200エーカー以上の部分は、全体として資本主義的経営で占められていると断定してまちがいないであろう。

こうして、'71年センサスにあらわされた17県の農業経営は、それぞれ経済的性格の異なる4つの群に分類できることが明らかになった。すなわち、A. 10エーカー未満の賃労働者の経営、B. 10~200エーカーのうち労働者をまったく雇用しない小農民的経営(そのほとんど大部分の経営面積は10~75エーカーにすぎない)、C. 同じく10~200エーカーのうち労働者をいくらかでも雇用する小資本主義的経営(実際にはその過半の経営面積は75~200エーカーである)、D. 最後に200エーカー以上の資本主義的経営である。8表はこのような分類にもとづいて7表を整理し直し、さらに、'51年との比較を示したものである。この比較のもとになる、'51年の17県における経営の状態は9表に示されている。

D群があらわす資本主義的経営が全経営のなかで支配的な位置にあることが明瞭にみてとれる。すなわち、D群は経営の構成比では全体の $\frac{1}{4}$ に満たない(24.5%)が、経営面積・雇用労働者のそれぞれ7割近くを集中している(前者で67.2%、後者で69.9%)。しかも'51年から'71年までの間に、全体にすべての指標が絶対的に減少しているなかで、雇用労働者においては一経営当り3人近く減少させているが、しかしD群に雇用される労働者の割合は増加しているし、また経営数の絶対的減少は僅かにとどまり、経営面積においては絶対的に増加さえしている。一経営当り平均経営面積が22エーカー増加していることからわかるように、当該時期においてD群は経営の内実をかなり充実させながらいづれの指標においてもこの群の占める比重を増大させ、他の経営層に対する支配的立場をいっそう強めたことがみてとれる。

他方これと対照的な位置にある典型的な小経営たるA・B群は、全経営面積

8 表

経営群	経営数		経営面積			雇用労働者数		
	a	51年との比較	b	51年との比較	b/a	c	51年との比較	c/a
A	6,001 (10.0)%	- 206	35,088 (0.4)% エーカー	- 1,230 エーカー	5.8	423 (0.2)% 人	- 448 人	0.1
B	18,433 (30.8)%	+ 1,050	931,088 (10.2)%	+ 181,530	50.5	/	/	/
C	20,775 (34.7)%	- 9,575	2,018,900 (22.2)%	- 868,533	97.2	58,884 (29.9)%	- 38,250	2.8
D	14,661 (24.5)%	- 40	6,102,125 (67.2)%	+ 306,750	416.2	137,486 (69.9)%	- 41,890	9.4
計	59,870 (100.0)%	- 8,765	9,087,201 (100.0)%	- 381,510	151.8	196,793 (100.0)%	- 80,585	3.3

9表 '51年の農業経営の状況 (イングランド17県)

経営群	a 経営数	b 経営面積	b/a	c 雇用労働者数	c/a
A	6,207 (9.0)%	36,315 (0.4)% エーカー	5.9 エーカー	871 (0.3)% 人	0.1
B	17,377 (25.3)%	749,585 (7.9)%	43.1	/	/
C	30,350 (44.2)%	2,887,433 (30.5)%	95.1	97,131 (35.0)%	3.2
D	14,701 (21.4)%	5,795,375 (61.2)%	394.2	179,376 (64.7)%	12.2
計	68,635 (100.0)%	9,468,711 (100.0)%	138.0	277,378 (100.0)%	4.0

出所) *Census of England & Wales, For the Year 1871; Appendix A. p. 123*
より作成。

の僅か 1 割強 (10.6%) を占めるにすぎないが、経営の構成比においては 4 割以上 (40.8%) の割合で存在している。しかもこれらの経営群は、A 群が絶対数においてわずかに減少しているほかは当該期間に絶対的にも増加し、全経営のなかでの比重を高めているのである。資本主義的経営が支配的地位を占め、したがって全体として農業生産における資本主義的関係が规定的であるなかで、賃労働者の経営

を含む小農民的経営が絶対的にも増加し全経営の4割もの比重を占めていることは、当該時期の農業経営の最も特徴的な事実の一つとしてきわめて注目に価する。

いわゆる小資本主義的経営すなわちC群があらわす経営群は、経営面積はこれらの小経営とそれほど大きな差異はないが少数の賃労働者を雇用していることでそれらと区別される。この部分は経営面積の22.2%、雇用労働者数の29.9%を集中し、経営の構成比で34.7%に達する最も層の厚い経営群である。

しかしこの層は、'51年からの20年間に一経営当たり平均経営面積はほとんどみるべき変化のないまま(95.1エーカー→97.2エーカー)経営数においては9,575もの減少を示している。これは全経営数の減少(8,765)を上まわる数字である。

以上の分析から当該時期の経営構造の特徴として次の諸点を指摘することができよう。すなわち、①農業生産における資本主義的性格は規定的であり、資本主義的経営が全経営に対する支配的立場にあること(そのうちには2,000エーカー以上の土地を60人以上の賃労働者を用いて耕作する「工場的」規模の経営まであらわれている)。②事実上75~200エーカー前後の土地を少数の賃労働者の雇用によって耕作する小資本主義的経営は、小規模ながら資本—賃労働関係を導入している点では上の資本主義的経営と共通性をもつが、経営規模の零細性においてそれとは質的に異なり、むしろ小経営としての性格が濃厚であること。③これらのまわりにはきわめて零細な小農民的経営・賃労働者的経営が多数とりまわっていること。④小資本主義的経営は、資本主義的経営と小農民的経営との両面からの競争に恐らくもっとも苛酷にさらされて急速に減少し、経営の構成比はなおかなり高いとはいえ明らかに後退している反面、小農民的経営・賃労働者的経営は、主に資本主義的経営に労働力を提供するなど関係を通じてそれと結びつき、断えず没落しながらまた同時に小資本主義的経営からの没落者によって補充されるなどして、全体としては資本主義的経営と共存共栄的に経営の構成比を増大させていること。⑤その結果、小規模な経営はなおかなり高い割合で存在していること。以上の諸点である。

小農民的経営が不断に増加しつつある一方で小資本主義的経営が急速に減少しているところの大量の小経営群、その大海のなかに浮ぶ資本主義的経営、そうした諸経営相互間の「依存」と競争との関係を通じて構成される多層的構造、一言でいえば、これらが当該時期の農業経営の姿である。こうした経営構造は、資本主義的経営が一義的に支配している場合とはおのずから異なった様相を呈しているのであって、土地所有との間に独得の関係を生み出さざるを得ない。

③ 年借地制 *yearly tenancy* の一般化

農業生産における資本主義的性格の深化を基調にしながらも、「依存」と競争とを通じて相互に複雑にからみあった諸経営群からなる多層構造をなすこのような農業経営のあり方は、一方では、その上に立脚する土地所有に近代的土地所有——資本によって変えられた土地所有——としての性格を与えている。つまり、資本制地代の一般的成立が不可避の事実となるばかりでなく、高率の小農地代（*ラック・レント*）さえもが資本制地代の外観をとってあらわれざるをえないであろう。

しかし他方で、そのような農業経営のあり方は、資本主義的経営が一義的に支配しているような場合とはおのずから異なった関係を土地所有とのあいだに生みだす。なぜなら借地を求める借地農間の競争はこうした状況のもとで不可避的に強まらざるをえないのであって、土地収益の極大確保という独自の原理を追求するうえでこの競争を自己に有利に編成することが土地所有にとって可能になるからである。つまり、上にのべた経営の多層的構造・経営相互間の「依存」と競争との関係を条件として、主に小規模な経営から收取しうる高い地代水準を一般的地代水準として土地所有は他の経営層にもある程度押しつけようになるのである。

18世紀の後半から序々に増えはじめた年借地制 *yearly tenancy*³⁵⁾ は、この可能性を法的に裏づける借地契約の形態にほかならない。というのは、たしかに年借地制といえども、近代的な契約という体裁をとるかぎりではリースとまっ

35) 借地期間が一年限りで、契約当事者のどちらか一方が半年前に通告すれば解約することのできる

たく同様に土地所有—資本間の近代的関係の法的表現でありうるが³⁶⁾、しかし先に述べた経営相互間の複雑なからみあいからなる多層構造という背景のもとでは、年借地制は、土地収益の極大確保を唯一の基準にして借地農の追放・選択的導入を行うことを土地所有に法的に可能にするからである。まさに土地所有者は「年借地制を採用することによって、最も高い入札者に農場を貸す」³⁷⁾ことが可能になり、かくして一時的ではなく恒常的な地代引き上げを実現しえたと思われる。

このような独得の借地契約——年借地制——は当該時期にどの程度普及していたのであろうか。

1876年5月1日付の *The Mark Lane Express* は第1次借地法 *Agricultural Holdings Act (1875)*³⁸⁾ の運用に関する調査結果を掲載している³⁹⁾が、この調査における2番目の質問項目「一般に農場の貸し付けはリースで行われているか、それとも年借地制で行われているか？」に対する回答を検討してみると、この点のある程度明らかにできる⁴⁰⁾。9表はその回答をおおまかに分類したもので

ような借地契約。

36) この点を強調したものに椎名重明氏の見解がある。「……穀物法の中期——比較的高いところに維持されていた穀物価格が低落した時期、とくに1824年にはじまる『慢性的な農業不況』の時期——をむかえると、地主—借地農関係における『地主の優勢』は切り崩され始め、いつでも解約しうる一年限りの借地が借地権そのものの強化をとめないながら広範にあらわれるのである。……年ごとの借地 (yearly tenancy) がいまや任意借地と区別され、定期借地の最も短期のものとしての “lease by the year” となつてあらわれている点が注目される。」椎名重明「近代的土地所有」1973年、60-61ページ。これに対する批判は行論のうちに明らかにされるであろう。ここでは次の一点を指摘するにとどめる。すなわち、仮に借地権の強化が事実であるとしても、それが何故に一年かぎりの借地を一般化させざるをえないのが明らかにされぬかぎり、上の見解は説得的ではないということである。

37) C. S. Orwin and E. H. Whethem, *History of British Agriculture 1846-1914*, 1914, p. 166.

38) いわゆる「テナント・ライト」補償の法制化を定めたもの。すでに1847年の「農業慣行についての上院特別委員会 (通称ビュージー委員会)」が法制化を提唱している (cf. S. C. H. L. on *Agricultural Customs, Report*, p. iv.) が、実際に立法化されたのはこの法律がはじめてである。しかし現実にはほとんど適用されず、事実上死文と化した。椎名、前掲書、275-336ページ。および G. C. Brodrick, *op. cit.*, pp. 206-7, 210. を参照のこと。

39) W. E. Bear, *The Relations of Landlord and Tenant in England and Scotland*, pp. 104-131. に全部が転載されている。

ある。それによれば、イングランドの全40県から寄せられた167の回答のうちリースが圧倒的ないし優勢であると答えたものはわずか26にすぎない。これに、リースと年借地制とが拮抗していると回答したもの(14)を加えても40にすぎず、年借地制が圧倒的ないし優勢であると答えたもの(123)と比較するときわめて少数である。いまこの結果を地域的にみると、

コーンウォール、ミドルセクス、ノーファク、ウエストマランドではリースがかなり優勢であり、デヴンシャ、エックス、ケント、ノーサムバランド、サファク、カムバランド、ランカシャ、サリでリースと年借地制と拮抗しているほかは、イングランドのほぼ全域にわたって年借地制が優勢であることがわかる(1図参照)。

したがってこの事実は、それまでイングランドで支配的であった比較的長い借地期間をもつリース *lease for years* にかわって、ナポレオン戦争前後から年借地制がふえはじめた「(リースから)年借地制への逆転」という現象が、19世紀中葉以降には年借地制がリースにほぼとってかわるまでに進行したことを明らかに示している。

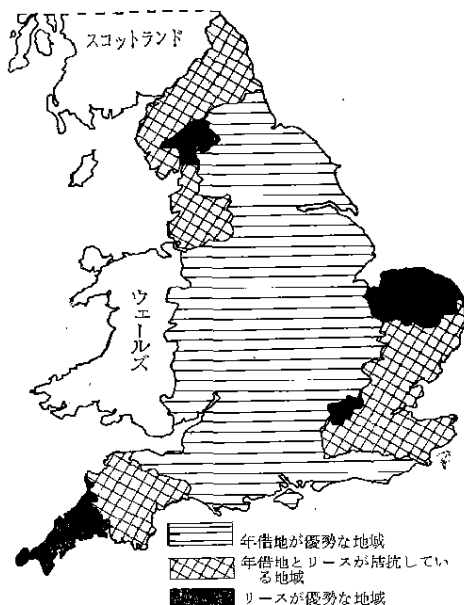
こうして一方において、資本主義的経営の一義的支配ではなく、そのまわりを多数の小資本主義的経営・小農民的経営・賃労働者的経営がとりかこみ、それら諸経営相互間の複雑なからみあいを通じて構成される農業経営の多層的構造との関連で、独占の大土地所有が得た優勢な位置を背景として年借地制がひ

9表 イングランドの保有態様に関する調査
(*The Mark Lane Express*, 1876. 5. 1.)
回答の種類 回答数

○年借地のみ……………	73
○大部分が年借地……………	50
○リースのみ……………	5
○大部分がリース……………	21
○両方が同程度ある……………	14
○多様で一概にいえない……………	4
計	167

40) 調査のやり方などは明らかでない。イングランド・ウェールズで175人の者に9項目につき回答させている。回答の内容を精読すると、明らかに悉皆調査ではないことがわかるし、また単に日頃の印象をつづったようなものもあって取り扱いには注意を要するが、しかし保有態様に関する全国的な調査としてはほとんど唯一のものであって、一般的傾向を知るうえでは充分利用できる。

1図



ろまっていったとすれば、他方において、年借地制の一般化という事実は、土地所有が借地農業資本を含めた借地農の諸活動のある程度一般的に拘束しうる権能を持つに至ったことを法的に表現していると思われる。

「地代は地所の賃貸借が行われるときに確定され、その後はその借地契約が続いているかぎり、逐次的な投資から生ずる超過利潤は、借地農業者のポケットに流れこむ」⁴¹⁾ が、「契約で確定された借地期間がすぎてしまえば……土地に合体された諸改良

は土地という実体の不可分の付属物として、所有物として、土地所有者のものになる」⁴²⁾ のだから、まさに年借地制のもとでは、借地農は一年間で償却できないような投資（すなわち投資効果が一年以上持続するようなもの）に対して消極的たらざるをえないからである。

借地農の投資の「残された価値 *unexhausted value*」に対する補償が行われたとしても、このような事柄の本質には何の変わりもない。というのは、借地農はまさに産業資本家として改良投資を行うのであって、たとえば借地農の投資が価値的に全額補償されるという最良の場合を想定してみても、これはある投資額が一定の年数の後にそのままのかたちで回収されることを意味するにすぎず、産業資本家としてはまったく無意味な行為にほかならないからである。

41) *Das Kapital*, Bd. III, S. 687, 第25巻b, 869ページ。

42) *Ibid.*, S. 633, 799-800 ページ。

IV 結びにかえて

19世紀中葉のイギリスの独占の大土地所有は一方では近代的土地所有としての基本的性格をうけとりながら、他方では、質的性格を異にする諸経営群からなる農業経営の多層的構造・それら相互の「依存」と競争との関係を条件として、農場の賃貸借において特別に優勢な立場にあったこと、年借地制はそのような土地所有の優位が借地契約のあり方に反映したのとして評価しうること、また年借地制の一般化は、土地収益の極大化を追求する土地所有の独自の能力が農業資本をも含めた借地農全体をある程度一般的に拘束していたことのあらわれであること、以上が本稿の一応の結論である。

ところで、土地所有の独自性が年借地制の一般化というかたちをとってあらわれたとすると、それは先に述べたように借地農の投資を形式的に制約することによって「合理的な農業の最大の障害の一つ」⁴³⁾ に転化せざるをえない。これは土地所有にとっての重大なディレンマである。穀物法廃止後、主に改良派の土地所有者によってくりかえし訴えられた「農業における資本不足」という言葉は、このようなディレンマに対する彼らなりの認識を端的に表現したものにほかならない。

しかし土地所有階級は、このようなディレンマをむしろ利用することによって農業生産におけるイニシアティブを拡大していった。穀物法廃止後、国家権力の庇護のもとに大規模に展開される地主的改良（地主による土地改良投資）、および改良費用の土地への賦課 charge によってそれを事後的に借地農に転嫁するシステムなどがそのための手段であった。しかしこれらの問題は次稿で論究することにしたい。

43) *Ibid.*, S. 633, 800 ページ。